

秋田県告示第582号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成30年12月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
雄物川（全域）	生物A	直ちに達成
横手川（全域）	生物A	直ちに達成
成瀬川（全域）	生物A	直ちに達成
皆瀬川（皆瀬ダム（全域）を除く全域）	生物A	直ちに達成
役内川（全域）	生物A	直ちに達成
大戸川（全域）	生物A	直ちに達成
杉沢川（全域）	生物A	直ちに達成
西馬音内川（全域）	生物A	直ちに達成
白子川（全域）	生物A	直ちに達成
馬場目川（全域）	生物A	直ちに達成
三種川（全域）	生物B	直ちに達成
井川（全域）	生物A	直ちに達成
馬踏川（全域）	生物B	直ちに達成
豊川（全域）	生物A	直ちに達成
鹿渡川（全域）	生物A	直ちに達成
糸流川（全域）	生物B	直ちに達成
鶺鴒川（全域）	生物B	直ちに達成
小深見川（全域）	生物B	直ちに達成
鯉川（全域）	生物A	直ちに達成
八郎湖（全域）	湖沼生物A	直ちに達成

（注） 該当類型の欄中の「生物A」及び「生物B」とは、告示別表2の1の（1）のイの類型、「湖沼生物A」とは、告示別表2の1の（2）のウの類型をいう。